

文部大臣 松田竹千代 殿

日本学術会議会長 兼 重寛九郎

## 私立大学研究助成補助について（勧告）

標記のことについて、本会議第29回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

## 記

1. 私立大学研究設備助成補助金として、昭和35年度予算において、画期的増額を行うこと。
2. 私立大学研究助成補助の対象を、現在の設備のみならず、施設にも拡張すること。
3. 私立大学研究助成の補助率を現在の1/2から2/3に上げること。

## 理由

私立大学研究設備助成補助金は、その始めて国家予算に3千万円を計上せられた当時においては、戦禍を被つた私立大学の研究設備を復旧する意味をも含んでいたけれども、戦後14年を経過した今日においては、戦災復旧の意味は消滅した。今や私立大学は国立大学・公立大学とともにわが国の大学教育に全面的に貢献する機関として、恒久的にその研究設備に対し、国家の補助を受ける地位に到達したものである。従つて、昭和35年度において補助の画期的増額を要求することは、決して過当ではない。次に、補助の対象を設備のみならず施設にも拡張することは、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律（昭和32年3月30日法律第18号）制定当時からの懸案であるが、今やこの年来の懸案を解決することは、最も時直を得たものである。

終りに、この補助金はそれと同額を各私立大学において負担する半額補助の建前を創設以来取つてきたのであるが、補助金総額の増加に伴い、1件当たり金額も逐次増加し、昭和34年度においては、1件当たり平均47万9千円の多額に達し、各私立大学は漸くその負担に堪え難くなつておるので、この際、補助率の1/2を2/3に改め、もつて私立大学の負担を軽減しようとするものである。

科学技術庁長官 中曾根康弘 殿

日本学術会議会長 兼 重寛九郎

## 防災に関する総合調整機関の常置について（勧告）

標記のことについて、本会議はさきその第6回総会の決議により、昭和25年5月政府に要望しました。科学技術行政協議会においては防災部会を設置して、3年にわたる審議の後、昭和28年8月同部会から報告が提出されました。しかし、十分な成果をあげなかつたことは本会議の遺憾とするところであります。今回さらにこれを強力に推進するため、本会議第29回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

## 記

政府は、速かに防災に関する強力な総合調整機関を常置し、各種災害の科学的研究を推進すると同時に、その防止に対し有効適切な措置を講ぜられたい。

（別添参考資料）

- (1) 昭和25年5月 日本学術会議要望

(2) 昭和28年8月 科学技術行政協議会防災部会報告

4-60

庶発第842号 昭和34年11月5日

科学技術庁長官 中曾根 康 弘 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

わが国の学術研究の予算・会計制度のあり方につき（勧告）

標記のことについて、本会議第29回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

政府は、わが国の学術振興のために、学術研究に関する現行予算・会計制度について十分な検討を行ない、適切な処置をとられたい。

理 由

日本学術会議は、従来ともわが国の学術振興についてたえず努力をつづけ、学術研究予算の増額についても要望を繰返してきた。予算の増額が今後とも必要であるということはいちもないが、それと同時に、学術研究に関する現行予算・会計制度の中には研究の実施上極めて不便な点が多く、それが研究の能率をさまたげている場合が少なくないので、政府がそれについて十分な検討を行ない、適切な処置をとられることを勧告するものである。

4-61

庶発第875号 昭和34年11月19日

科学技術庁長官 中曾根 康 弘 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

科学者の待遇改善について（勧告）

標記のことについて、本会議第29回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

日本における科学者の待遇は、別添科学者生活白書のとおり、甚だ不十分で、研究に専念できない状態にある。このような状態のまま放置することは、わが国科学の進展上まことに寒心にたえない。

よつて、日本学術会議としては、科学者の待遇改善について白書に記された実態に基き、研究費の増加とあいまつて、政府が抜本的な改善を行うよう要望する。

なお、特に次の諸点については、早急に改善される必要がある。

- (1) 研究者の給与を全般的に引上げること。特に中堅以下の研究者の給与を、大巾に引上げること。
- (2) 国および地方の公務員の研究職俸給表を改善して、科学者が研究に専念できるようにすること。
- (3) 私立大学教員の待遇を改善するため、新たな措置を講ずること。なお必要があれば、立法的措置等により待遇を改善すること。
- (4) 民間公益法人の研究機関に対しては、所属研究者の待遇改善のため、助成措置を一層強化すること。
- (5) 停年退職後の研究者に対して、退職後も研究を継続できる機会を与えるよう、新しい制度を設